様式第七の二(第五条関係)

(表)

第　　号

身分証明書

所属
氏名
職名　　年令

右は、道路法第七十七条第一項の規定により道路の交通量を調査することができる者であることを証する。

交付年月日

有効期間

国土交通大臣(地方整備局長、北海道開発局長)　　印

(裏)

道路法抜すい、

第七十七条　国土交通大臣は、道路の交通量、道路の構造その他道路に関し必要な調査をその職員に行わせ、又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととすることができる。

3　第一項の規定により道路の交通量を調査するため特に必要があると認める場合においては、当該調査を行おうとする者は、道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の長さ、幅、高さ、総重量その他調査に必要な事項について質問することができる。この場合においては、当該調査を行おうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4　前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。